

内部監査の実施状況について
(令和6年3月31日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室 (13課室)	令和5年12月21日から 令和6年2月7日にかけて実施	・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他	・ 出勤簿の処理誤りが認められた。 ・ 休暇簿の処理誤りが認められた。 ・ 旅行命令簿の事務処理誤りが認められた。 ・ 物品管理簿の登記処理に適性を欠く状況が認められた。	事実確認した上で適切な事務処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理の実施及び点検等の再徹底を行うこととする。
北海道内 各労働基準監督 署 (17署)	令和5年9月12日から 令和5年12月12日にかけて実施	・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他	・ 出勤簿の処理誤りが認められた。 ・ 休暇簿の処理誤りが認められた。 ・ 物品管理簿の登記処理に適性を欠く状況が認められた。 ・ 旅行命令簿の事務処理誤りが認められた。 ・ 超過勤務命令簿の記載誤りが認められた。	事実確認した上で適正に事務処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理の実施及び点検等の再徹底を行うこととする。
北海道内 各公共職業安定 所 (22所)	令和5年9月7日から令 和5年12月15日にかけて実施	・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他	・ 出勤簿の処理誤りが認められた。 ・ 休暇簿の処理誤りが認められた。 ・ 物品管理簿の登記処理に適性を欠く状況が認められた。 ・ 旅行命令簿の事務処理誤りが認められた。 ・ 現金管理簿の記載誤りが認められた。	事実確認した上で適正に事務処理をした。今後は、人事院規則、会計法令等に基づき適正な事務処理の実施及び点検等の再徹底を行うこととする。